平成２５年（フ）第６２０号
静岡市駿河区西島597番地の１　アヴェニール102号、旧住所静岡市駿河区豊田１丁目２番15―702号
債務者　角川　　洋
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葦名　ゆき
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９１号
宮崎県都城市山之口町花木2072番地
債務者　下西ミサ子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新福　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第３２５号
福岡県春日市千歳町１丁目11番地２　エッグプラント春日205号
債務者　岡部　　博
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　茂樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
栃木県小山市乙女１丁目21番13号
債務者　石垣　啓司
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野民樹子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１６号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字中坪23番地１
債務者　石田ひとみ
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽加奈絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３０２号
盛岡市東松園１丁目30番15―401号
債務者　鈴木　秀喜
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３０６号
岩手県花巻市石鳥谷町戸塚第７地割32番地３
債務者　高橋　　広
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３１５号
岩手県八幡平市野駄第16地割27番地１、旧住所岩手県八幡平市野駄第16地割27番地６
債務者　米田　好子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５０号
山形県鶴岡市羽黒町荒川字花沢358番地
債務者　佐藤　まり
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第５４３号
神奈川県平塚市上平塚７番47号　エスポアール湘南Ⅱ―202
債務者　笹山　　昭
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５５５号
神奈川県秦野市堀川593番地　コーポ中道201号
債務者　中込　秀彦
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５５６号
神奈川県平塚市四之宮６丁目15番１号　平塚ふじみ園、前住所神奈川県平塚市四之宮３丁目２番17号　平野アパート
債務者　今井　政美
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第８８号
新潟県妙高市大字関川2413番地８　ランドマーク妙高高原261号
債務者　鹿内　　雄
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第９８号
新潟県糸魚川市京ケ峰１丁目６番５号
債務者　中川　美晴
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第９９号
新潟県上越市頸城区大坂井314番地３
債務者　伊藤　和男
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第２１１３号
愛知県北名古屋市熊之庄新宮162番地
債務者　魚住　明美
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６０号
愛知県一宮市萩原町高松字高松12番地
債務者　澤野　百合
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部